

5 事前相談・協議

法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行う場合、まず説明書を作成し関係する部局、機関との協議をお願いします。

5-1 大規模小売店舗計画概要書

大規模小売店舗の新設／変更を予定している方は、できる限り計画段階の早い時期から事前相談を行うようお願いします。事前相談の際には「大規模小売店舗計画概要書」（以下「概要書」という。）を提出してください。記載内容は、将来像と乖離していなければ結構です。

この概要書は、手続について相談するためのものであり、関係部局・機関との協議が円滑に進むよう情報提供するものです。

5-2 大規模小売店舗出店計画説明書

出店計画内容の説明及び事前協議を行うことにより、法に基づく手続の円滑な進行を図るために、届出者に対して作成を依頼するものです。

概要書の提出後、関係部局・機関において出店計画内容の協議を行ってください。

「大規模小売店舗出店計画説明書」（以下「説明書」という。）の各記載項目及び留意点については、「6 届出書類等の記載例」を参考にしてください。

協議が完了した説明書は、届出の添付書類に代えることができます。なお、説明書に記載した項目について、必要に応じて項目を選択し、法第7条の規定による説明会の資料等としても用いることができます。

5-3 大規模小売店舗出店計画説明書の作成にあたっての留意事項

①説明書等の各記載項目は、次のとおり分類しています。

- | |
|---------------------------------|
| A：法及び施行規則に基づく「届出事項」 |
| B：法及び施行規則に基づく「添付書類」 |
| C：法第4条の規定による指針の各配慮事項についての「説明事項」 |
| D：その他当該計画に係る「説明事項」「添付書類」 |

②A及びBは法の規定により記載が必要な項目、Cは指針に記載されている各配慮事項について選択して記載する事項、Dは当該計画について補足して説明するために任意に記載する項目となります。

③法に基づく届出ののち、市の意見や勧告のあと変更の届出を行う場合やその他説明書の内容に変更が生じたときは、当該変更に係る部分の説明書を提出してください。

④説明書等の用紙サイズはA4版とし、図面は折りたたんで巻末にまとめてください。

⑤法第6条第2項、附則第5条第1項の規定による変更を行おうとする場合は、その内容に合わせて現状（変更前）との比較ができるよう記載してください。

⑥「配置図」等の図面については、8「4 添付図面一覧表」を参照してください。

⑦説明書の上記A、B及びCの項目にDから必要に応じて選択して付加したものを、法第7条の規定による説明会の資料として用いることができます。

⑧事前説明書の表題は、「大規模小売店舗出店計画説明書」とし、次の項目を記載してください。

<input type="checkbox"/> 大規模小売店舗の名称・所在地 <input type="checkbox"/> 設置者の氏名（名称）・所在地 <input type="checkbox"/> 当該届出に関する大規模小売店舗設置者の連絡先（担当者名、電話番号、FAX番号） <input type="checkbox"/> 説明書の内容に関する問い合わせ先（担当者名、電話番号、FAX番号） <input type="checkbox"/> 提出年月日
--

⑨提出部数

12部

※別途部数を追加する場合があります。

※「市境店舗」の場合は、店舗敷地境界から1kmの範囲内において法運用を行う他自治体数を加えた部数を提出してください。

<説明書等の記載事項>

説明書記載事項項目	A	B	C	D
1 大規模小売店舗施設計画の概要				
(1) 建物の名称及び所在地	<input type="checkbox"/>			
(2) 変更事項 ※変更の場合	<input type="checkbox"/>			
(3) 計画地の概要			<input type="checkbox"/>	
①敷地面積及び土地の所有形態			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②法令上の用途等			<input type="checkbox"/>	
③現在の土地・建物の利用状況			<input type="checkbox"/>	
(4) 計画地周辺の概要			<input type="checkbox"/>	
①立地環境			<input type="checkbox"/>	
②隣接地の用途状況			<input type="checkbox"/>	
(5) 建物の構造及び規模				<input type="checkbox"/>
①建物構造及び規模				<input type="checkbox"/>
②延べ床面積及び各階別床面積と用途				<input type="checkbox"/>
③建築着工予定年月日及び完成予定年月日				<input type="checkbox"/>
④図面		<input type="checkbox"/>		
広域見取図		<input type="checkbox"/>		
周辺見取図		<input type="checkbox"/>		
建物配置図		<input type="checkbox"/>		
各階平面図		<input type="checkbox"/>		
立面図			<input type="checkbox"/>	
2 営業計画の概要				
(1) 開店予定年月日 ※変更の場合は、変更予定年月日	<input type="checkbox"/>			
(2) 小売業者の氏名又は名称及び住所	<input type="checkbox"/>			
(3) 主として販売する物品の種類		<input type="checkbox"/>		
(4) 開店時刻及び閉店時刻	<input type="checkbox"/>			
3 駐車場の計画				
(1) 必要駐車場収容台数の算出根拠		<input type="checkbox"/>		

(2)	駐車場の位置、出入口の数	○			
(3)	駐車場収容台数	○			
(4)	駐車場を利用できる時間帯	○			
(5)	年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される来客者等の自動車の方向別台数の算出		○		
(6)	駐車場の自動車の入口の形式		○		
	①年間の平均的な休祭日のピーク1時間における駐車場の入口の入庫処理能力		○		
	②敷地内駐車待ちスペース			○	
(7)	駐車場の配置図	○		○	
4 駐輪場の計画					
(1)	駐輪場の構造、収容台数及び面積	○		○	
(2)	従業員用駐輪場の収容台数			○	
(3)	駐輪場配置図	○			
(4)	駐輪場の管理体制			○	
5 自動二輪等駐車場の計画					
(1)	自動二輪等駐車場の収容台数及び面積			○	
(2)	自動二輪等駐車場の管理体制			○	
(3)	自動二輪等駐車場配置図			○	
6 経路の設定					
(1)	現在の交通状況		○		
(2)	来客車両の予測		○		
(3)	開店後の交通量予測		○		
(4)	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法		○		
7 荷さばき施設の整備					
(1)	荷さばき施設の面積	○			
(2)	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	○			
(3)	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		○		
(4)	搬出入車両の出入口の数			○	
(5)	荷さばき施設配置図	○			
8 騒音発生に対する対策					
(1)	遮音壁の位置及び高さ等		○		
(2)	荷さばき作業に関する騒音対策			○	
(3)	BGM等の営業宣伝活動の有無及び内容			○	
(4)	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼働時間帯及び位置を示す図面		○		
(5)	付帯施設における騒音対策			○	
(6)	等価騒音レベルの予測		○		
	①等価騒音レベルの予測の結果		○		
	②等価騒音レベルの予測の算出根拠		○		
(7)	夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測		○		
	①騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果		○		
	②騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の算出根拠		○		
9 廃棄物等の保管施設の計画					
(1)	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		○		
(2)	廃棄物等の保管施設の位置	○			
(3)	廃棄物等の運搬・処理計画			○	

	①廃棄物等の運搬方法			○	
	②廃棄物等の処理方法			○	
	③食品加工場の業位置及び運営方法			○	
	(4) 廃棄物減量化及びリサイクル等に関する配慮事項			○	
10 街並みづくり等への配慮に関する事項					
	(1) 街並みづくり等への配慮事項			○	
	(2) 緑化計画の内容			○	
	(3) 景観への配慮			○	
	(4) 屋外照明・広告塔照明の計画と光害対策			○	
	(5) その他周辺地域の生活環境への配慮に係る特記事項			○	

5-4 届出書の提出時にあたっての留意事項

届出書の提出時に、法及び施行規則に基づく添付書類の各項目（1～12）について、大規模小売店舗出店計画説明書における参照箇所を記載した目次を添付してください。

記載については、6「記載例：添付書類目次」を参考にしてください。

○付属資料「説明書等記載項目と法に基づく届出項目等との対応」

1 届出項目		[]内：説明書等記載項目一覧表の掲載箇所
法に基づく届出事項等	説明書等記載事項	
一 大規模小売店舗の名称及び所在地	建物の名称及び所在地[1 (1)]	
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	小売業者の氏名又は名称及び住所[2 (2)]	
三 大規模小売店舗を新設する日	開店予定年月日[2 (1)]	
四 大規模小売店舗の店舗面積の合計	延べ床面積及び各階別床面積と用途[1 (5) ②]	
五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの		
1 駐車場の位置及び収容台数	駐車場の収容台数[3 (3)] 駐車場の配置図[3 (7)]	
2 駐輪場の位置及び収容台数	駐輪場の構造、収容台数及び面積[4 (1)] 駐輪場配置図[4 (3)]	
3 荷さばき施設の位置及び面積	荷さばき施設の面積[7 (1)] 搬出入車両の出入口の数[7 (4)] 荷さばき施設配置図[7 (5)]	
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠[9 (1)] 廃棄物等保管施設の位置[9 (2)]	
六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの		
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻及び閉店時刻[2 (4)]	
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場を利用できる時間帯[3 (4)]	
3 駐車場の自動車の出入口及び位置	駐車場の位置、出入口の数[3 (2)] 駐車場の配置図[3 (7)]	
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯[7 (2)]	

2 添付書類		[]内：説明書等記載項目一覧表の掲載箇所
法に基づく届出事項	説明書等記載事項	
一 法人にあってはその登記簿の謄本	説明書に添付する必要はありません	
二 主として販売する物品の種類	主として販売する物品の種類[2 (3)]	
三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の位置を示す図面	広域見取図[1 (5) ④] 周辺見取図[1 (5) ④] 建物配置図[1 (5) ④] 各階平面図[1 (5) ④]	
四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	必要駐車場収容台数の算出根拠[3 (1)]	
五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	来客者等の自動車の方向別台数の算出[3 (5)] 駐車場の入口の形式[3 (6)]	
六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法[6 (4)]	
七 荷さばき施設において商品の班出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯[7 (3)]	
八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	遮音壁の位置及び高さ等[8 (1)]	
九 冷却塔、冷暖房施設の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼働時間帯及び位置を示す図面[8 (4)]	
十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	等価騒音レベルの予測[8 (6) ①②]	
十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測[8 (7) ①②]	
十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠[9 (1)]	

3 指針

[]内：説明書等記載項目一覧表の掲載箇所

法に基づく届出事項	説明書等記載事項
一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項	計画地の概要[1 (3) ②③] 計画地周辺の概要[1 (4) ①②]
二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項	
1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ②駐車場の位置及び構造等 ③駐輪場の確保等 ⑤経路の設定等 (2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	駐車場の自動車の入口の形式[3 (6) ②] 駐車場の配置図[3 (7)] 従業員用駐輪場の収容台数[4 (2)] 駐輪場配置図[4 (3)] 駐輪場の管理体制[4 (4)] 自動二輪等駐車場の収容台数及び面積[5 (1)] 自動二輪等駐車場の管理体制[5 (2)] 自動二輪等駐車場配置図[5 (3)] 現在の交通状況[6 (1)] 来店客車両の予測[6 (2)] 開店後の交通量予測[6 (3)] 廃棄物減量化及びリサイクル等に関する配慮事項[9 (4)]
2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (1) 騒音の発生に係る事項 (2) 廃棄物に係る事項 (3) 街並みづくり等への配慮等	荷さばき作業に関する騒音対策[8 (2)] BGM等の営業宣伝活動の有無及び内容[8 (3)] 付帯施設における騒音対策の概要[8 (5)] 廃棄物等の運搬・処理計画[9 (3)] 立面図[1 (5) ④] 街並みづくり等への配慮事項[10 (1)] 緑化計画の内容[10 (2)] 景観への配慮[10 (3)] 屋外照明・広告塔照明の計画と光害対策[10 (4)] その他周辺地域の生活環境への配慮に係る特記事項[10 (5)]